

協同組合下越労務協会表彰規程

この規程は、協同組合下越労務協会（以下「組合」という。）の職員及び組合員事業所（以下「事業所」という。）の従業員を対象とし、表彰の基準を定めたものである。

（目 的）

第1条 この規程は、組合の職員や組合員事業所の従業員の表彰に関する手続および基準等について定める。

（適用範囲）

第2条 この規程は、組合および組合員事業所の業務に従事するすべての従業員に適用する。

（表彰の区分）

第3条 表彰の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般表彰
- (2) 永年勤続表彰

（一般表彰）

第4条 一般表彰は、次のものを対象とする。

- (1) 勤務成績が特に優秀で、他の模範となったもの
- (2) 業務向上に寄与し、その成績顕著であったもの
- (3) 業務改善の成果に、顕著な向上のあったもの

2 前各号に掲げる表彰の対象は、個人もしくはグループとする。

（永年勤続表彰）

第5条 採用日から起算して勤続10年、20年、30年及び40年以上勤続した個人を対象とする。

（表彰の方法）

第6条 表彰の審査決定は、各事業所の事業主の申請を毎年1月に開催する理事会において行い、表彰は通常総会に会長が行なう。このため各事業主は、該当者について申請者名簿を作成し、12月末日までに事務局長を経て理事会に申請するものとする。

（表彰申請の基準）

第7条 表彰の申請にあたって申請者は、対象者の選考条件を十分に調査し、資料を整え、褒賞の目的を達成するよう特に留意しなければならない。

（表 彰）

第8条 表彰は次のとおり行う。

(1) 一般表彰
賞状および記念品

(2) 永年勤続表彰
勤続10年、勤続20年、30年、40年
賞状および記念品

(表彰の公示)

第9条 表彰が行われた場合は、機関紙により公示する。

(表彰の特例)

第10条 有資格者が表彰式前に自己の都合により退職、または解雇された場合は、表彰は行わない。

2 有資格者が表彰式前に死亡した場合は、その遺族に賞状及び記念品を贈る。

(施行期日)

第11条 この規程は、昭和61年1月1日から施行する。

この規程は、平成13年9月15日から改正施行する。